

<p>請 願 第 6 号</p>	<p>令 5. 9. 8 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>生活保護基準の引上げ及び物価高騰対策給付金を全ての国民に支給することを求める 意見書提出について</p> <p>(紹介議員)</p> <p>たてやま清隆、園山えり、大園たつや</p>	
<p>(請願の要旨)</p> <p>異常な物価高騰が今、全ての国民の生活を苦しめている。政府は住民税非課税世帯と家計急変世帯への3万円の給付金支給を自治体を通じて行っているが、これでは極めて不十分である。2023年の生活保護費を据え置き、公的年金額を僅かに引き上げたが、物価高騰により実質的には引下げにしかになっていない。</p> <p>また、様々な制度の土台となっている生活保護基準について、2013年から平均6.5%、最大10%という戦後最大の引下げが行われたことをはじめ、消費税の10%への増税や今回の大変な物価高騰等により、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるどころか、多くの国民の生存権が脅かされる事態が引き起こされている。</p> <p>1973年のオイルショックの際には、数度の生活保護費の引上げや手当支給が行われた。この歴史の教訓に学ぶべきときである。とりわけ今、全国29都道府県で行われている生活保護費引下げの取消しを求めた裁判で、大阪、熊本、東京、横浜をはじめ11か所の地方裁判所で原告が勝利するという画期的な司法判断も下されている。</p> <p>生活保護基準は生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼすことから、国民生活全般を支えるためにも物価高騰に見合う緊急対策を実施する必要がある。</p> <p>よって、貴議会におかれては、下記事項について関係行政庁に対し意見書を提出していただくよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相次ぐ原告勝訴の判決に従い、直ちに生活保護基準を引下げ前の2012年の基準に戻すこと。 また、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを直ちに行うこと。</li> <li>2. 物価高騰から生活を守るために全ての国民に給付金を支給すること。</li> </ol>	